

## 随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（胃部X線透視撮影装置フラット型起倒モータ修繕）	5200573
工（納）期	令和 5年12月28日	
契約締結日	令和 5年 8月24日	
契約金額	1,478,400円（消費税込み）	

契約相手方	富士フィルムヘルスケアシステムズ株式会社 首都圏サービス部 (法人番号：6010701001975)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>修繕契約（胃部X線透視撮影装置フラット型起倒モータ修繕）</p>
<p>指名業者 （案）</p>	<p>名 称 富士フイルムヘルスケアシステムズ株式会社 首都圏サービス部 所在地 東京都江東区有明3 - 5 - 7 代表者 首都圏サービス部長 茂木 裕</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、荒川区がん予防・健康づくりセンターで使用している胃部X線透視撮影装置の起倒モータを交換する修繕を実施するものである。                  主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種及び業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、                  上記業者は、当該装置の保守業務を受託しており、確実な履行が期待できる。                  胃部X線透視撮影装置の部品等の交換は製造会社の製品を使用する必要があり、複雑な作業を伴うことから、装置本体を熟知している製造業者でなければ実施できない。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                  （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>